

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

## 評価実施機関名

倉敷市長

## 公表日

令和4年8月30日

[平成31年1月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課、徴収に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の賦課徴収に関する事務の概要は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税義務者等からの申告書等や調査による課税事務</li> <li>2 徴収金の管理や過誤納金の還付・充当等を行う収納事務</li> <li>3 納期内に納付がない納税義務者への督促状等発送や滞納処分を行う滞納整理事務</li> <li>4 納税義務者等の宛名情報管理事務</li> </ol> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。</li> <li>2 必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。</li> <li>3 納税義務者等の納付情報を受け取る。</li> <li>4 上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ通知する。</li> <li>5 納税義務者の納付状況の確認を金融機関等からの領収済通知書で行う。</li> <li>6 過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。</li> <li>7 納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。</li> <li>8 督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。</li> <li>9 納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。</li> <li>10 税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。</li> <li>11 扶養是正情報等を国税庁へ通知する。</li> <li>12 必要に応じて番号法等に基づき生活保護情報等の情報連携を行う。</li> </ol>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・審査システム(eLTAX)</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)</li> <li>・土地評価支援システム</li> <li>・家屋評価計算システム</li> <li>・証明書コンビニ交付システム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
税務関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二の27項</p> <p>【情報提供】番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局税務部
②所属長の役職名	部長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>総務部法務課 情報公開室</p> <p>710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地</p> <p>電話番号 086-426-3213</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務部 税制課 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3175

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]
いつ時点の計数か	令和1年12月1日
<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ]
いつ時点の計数か	令和1年12月1日
<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]
<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

